

2011 年度前期
京都大学法科大学院「国際法特講」
京都大学公共政策大学院「国際法・人と活動」

担当 濱本正太郎
(法学研究科教授)

第 2 部 知財訴訟における国際法

問題

以下の仮想の事実関係に基づき、ML 社側としては、誰に対し、どのような法的主張をすることが可能か。裁判所に訴訟を提起することも視野に入れて、議論を構築せよ。

* * *

朝鮮民主主義人民共和国の国籍を有し、同国に居住するキムさんとパクさんは、ある発明をし、特許協力条約に基づき、2008 年 1 月 15 日を優先日とする国際出願を行った。本件国際出願は、2008 年 7 月 15 日に国際公開された。

その後、キムさんとパクさんは、本件発明に関する日本国における一切の権利をマレーシア企業たるマレーシアン・ライオン社 (ML 社) に譲渡した。ML 社は、本件国際出願につき、国際事務局に対し、指定国を日本とする出願人をキム・パク両氏から ML 社に変更するよう要請した。国際事務局は、願書の出願人の名義につき変更の記録を行い、2010 年 8 月 14 日に日本国にその旨を通知した。

ML 社は、本件国際出願を日本国の国内段階に移行するため、特許協力条約および特許法に基づき、日本国特許庁長官に対し、申請を行った。

ところが、特許庁長官は、2011 年 4 月 30 日付で、本件国際出願が、日本国が国家承認していない北朝鮮に在住する北朝鮮国民によって行われたものであることを理由として、申請を手続的に却下する旨の処分を行った。